

鳥獣保護法の改正に伴う  
各種計画（最終案）の策定等の概要

三重県

1. 第11次鳥獣保護管理事業計画（最終案）の概要

· · · · · P 1

2. 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（最終案）の概要

· · · · · P 2

3. 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（最終案）の概要

· · · · · P 4

4. 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（最終案）の概要

· · · · · P 6

# 第11次鳥獣保護管理事業計画(最終案)の概要

## 鳥獣保護管理事業計画の位置づけ

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、各都道府県において作成が義務付けられている。現在、策定している計画の期間は、平成24年4月1日～平成29年3月31までの5ヶ年間。

## 改定の必要性

平成26年5月30日に改正鳥獣保護法が公布され、平成27年5月29日に施行される見込みであることから、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく内容に改定する必要がある。

## 改定のポイント

### ■計画名称の変更

第11次鳥獣保護事業計画 → 第11次鳥獣保護管理事業計画

### ■「鳥獣の管理」の位置づけ

計画全体に「鳥獣の管理」の概念を盛り込み、「保護」するものと「管理」するものの位置づけを明確にして整理

### ■特定計画の整理

特定鳥獣保護管理計画を第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に整理

### ■指定管理鳥獣捕獲等事業

新たに創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施についての記述を追加

### ■住居集合地域等における麻醉銃の許可

住居集合地域等における麻醉銃の許可に関する方針の記述を追加

### ■鳥獣捕獲許可の市町への権限移譲

有害捕獲許可に関することについて、メスイタチ、ハクビシンを追加

## 改定の主な内容

### (1) 計画期間

- ・平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

### (2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・鳥獣の区分と保護及び管理の考え方、指定管理鳥獣を追加
- ・許可の考え方について、保護と管理を分離・整理して記述するとともに、住居集合地域における麻醉銃使用の許可の取り扱いについて記述
- ・有害捕獲許可権限の市町長への移譲について、メスイタチとハクビシンを追加

### (3) 特定獣具使用禁止区域等に関する事項

- ・獣区設定の考え方について第二種特定鳥獣管理計画に関するこことを追加

### (4) 特定計画の作成に関する事項

- ・ニホンジカ、イノシシについて指定管理鳥獣捕獲等事業に関するこことを追加

### (5) 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- ・「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める

## 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(最終案)の概要

### 計画策定の目的

三重県のニホンジカは、ほぼ全域にわたって生息が確認されており、平成14年度から特定鳥獣保護管理計画を策定し、捕獲頭数の制限緩和等を行い、個体群の管理を行ってきたところである。

その結果、平成23年度をピークに農林業被害は減少傾向にあるものの、鉄道、公道等での事故が多発する等、深刻な状況である。こうした背景から、鳥獣保護法改正により、県が指定鳥獣捕獲等事業を実施出来るようになることから、ニホンジカについての管理目標を定め、計画的な管理により、農林業被害と生活被害等を軽減し、人とニホンジカとの共生を図ることを目的として本計画を策定する。

### 実施区域

■県内全域

### 計画期間

■平成27年5月29日～平成29年3月31日まで

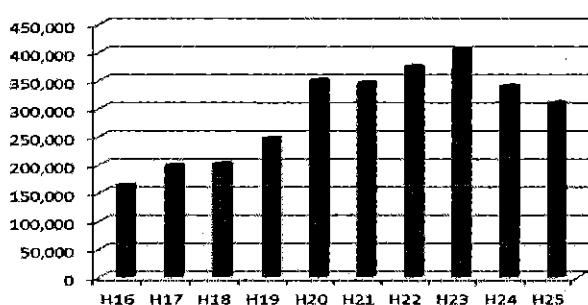
### 現 状

■生息状況：伊勢湾岸の平野部を除くほぼ県内全域。

### ■農林業被害額の推移

(単位:千円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
農業	73,480	73,410	95,670	87,780	122,883	142,406	122,421	134,836	85,486	68,018
林業	89,985	124,977	105,403	158,999	227,509	203,652	251,669	270,213	254,229	241,895



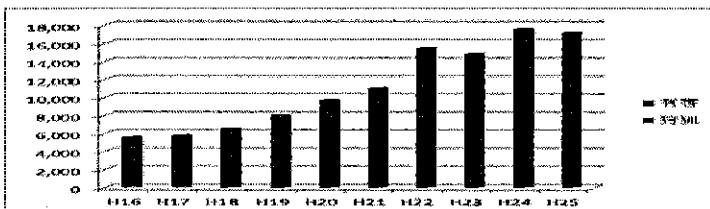
■農業：平成21年度の約1億4千万円を最大に、平成23年度から減少傾向にある。平成25年度においては、約6千8百万円の被害が発生しており、ピーク時に比べて1/2以下。農作物全体の被害額に占める割合は、約20%。

■林業：平成23年度の約2億7千万円を最大に、平成24年度から減少傾向にある。平成25年度においては、約2億4千2百万円の被害が発生している。

### ■捕獲頭数の推移

(単位:頭)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
狩猟	4,623	4,765	5,291	6,162	8,581	8,221	9,152	8,765	9,631	9,232
有害	879	965	1,180	1,817	3,101	4,758	6,241	6,025	7,898	7,916
捕獲計	5,502	5,730	6,471	7,979	9,662	10,979	15,393	14,790	17,529	17,148



■捕獲状況：平成25年度の捕獲数は、17,148頭。平成22年度より狩猟・有害で約15,000頭以上を捕獲。

### ■個体数の調整に関する事項

- 捕獲制限：1人1日当たり上限を無制限(オスは1頭まで、但し、わなの場合はオスの頭数制限は適用しない)
- 狩猟期間：11月1日～3月15日とする。
- 獵法：くくりわなの直径12cm以下の制限の解除。(松阪市、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市を除く。)  
【新規に記載】
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に關すること。

### 目 標

■生息密度を県内全域で3頭/km<sup>2</sup>程度とする。

### ■被害防除対策

地域ぐるみで次のとおり取り組む。

- ・農作物の収穫残渣等をなくす
- ・緩衝帯の整備
- ・侵入防止柵の整備と適正な維持管理
- ・適正な捕獲の促進

### ■モニタリング調査

生息密度調査、捕獲頭数や農林業被害金額等の調査を継続して実施し、計画的な管理を行う。

## 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(最終案)の概要

### 計画策定 の目的

三重県では、イノシシの生息数の増加や分布域の拡大により中山間地域での農作物への被害が深刻化しており、これまで電気柵等の被害防除対策及び有害鳥獣捕獲等による捕獲を実施してきたが、依然として被害が発生している。

一方、イノシシ等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要がある。

今後、イノシシによる農林業被害の軽減とイノシシ個体群の安定的維持を図るには、イノシシの生息実態に基づき、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策、管理の手段を総合的に講じる必要がある。

本計画は、著しく増加したイノシシの個体群について、管理を広域的・継続的に推進し、人の共存を図ることを目的として策定する。

### 実施区域

■県内全域

### 計画期間

■平成27年5月29日～平成29年3月31日まで

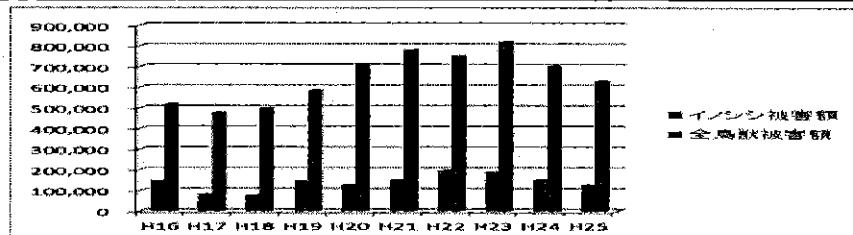
### 現 状

■生息状況：生息場所は、鈴鹿山脈、大台山地の標高の高い箇所以外のほぼ山地全域にわたる。

### ■農林被害額の推移

(単位：千円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
イノシシ被害額	145,905	80,084	75,835	145,670	126,452	151,137	198,241	188,102	151,084	125,413
全鳥獣被害額	518,543	475,491	498,287	584,831	714,598	780,500	751,067	820,885	701,085	628,754

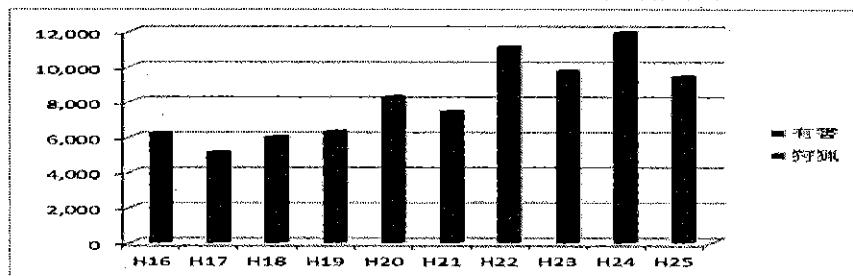


■平成19年度から、毎年、1億円以上の被害が発生。平成22年度の約1億9千8百万円をピークに減少。平成25年度においては、約1億2千5百万円の被害が発生。三重県の鳥獣による被害額に占める割合は、約20%。

### ■捕獲頭数の推移

(単位：頭)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
狩猟	5,142	4,077	4,720	4,768	5,722	4,952	7,165	6,633	6,316	5,449
有害	1,059	1,034	1,258	1,523	2,540	2,482	3,954	3,102	5,614	3,952
捕獲計	6,201	5,111	5,978	6,291	8,262	7,434	11,119	9,735	11,930	9,401



### ■個体数の調整に関する事項

- 狩猟期間：11月1日～3月15日とする。
- 猟法：ぐくりわなの直径12cm以下の制限の解除。(松阪市、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市を除く。)  
【新規に記載】
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関すること。

### 目 標

■農林業被害額を過去10年間で一番低い額である7千6百万円  
(平成18年度)まで抑える。

### ■被害防除対策

地域ぐるみで次のとおり取り組む。

- ・農作物の収穫残渣等をなくす
- ・緩衝帯の整備
- ・侵入防止柵の整備と適正な維持管理
- ・適正な捕獲の促進

### ■モニタリング調査

捕獲頭数や農林業被害金額等の調査を継続して実施し、計画的な管理を行う。

## 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)(最終案)の概要

### 計画策定の目的

ニホンザルは、日本固有種であり、本州に広く分布している。三重県の北部から南部まで広く生息するニホンザルは、和歌山県から中部山岳地帯まで連続する中部・近畿個体群に位置づけられ、連続するニホンザル群の一部として重要な存在である。

また、ニホンザル等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要もある。

一方、農作物の被害は、1億9百万円(平成25年度)となっており、このような経済的な損失に加え、生産意欲の減退が農山村地域における深刻な問題となっている。

これらのことと踏まえて、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指し、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)を策定する。

### 実施区域

■県内全域



### 計画期間

■平成27年5月29日～平成29年3月31日まで

### 現 状

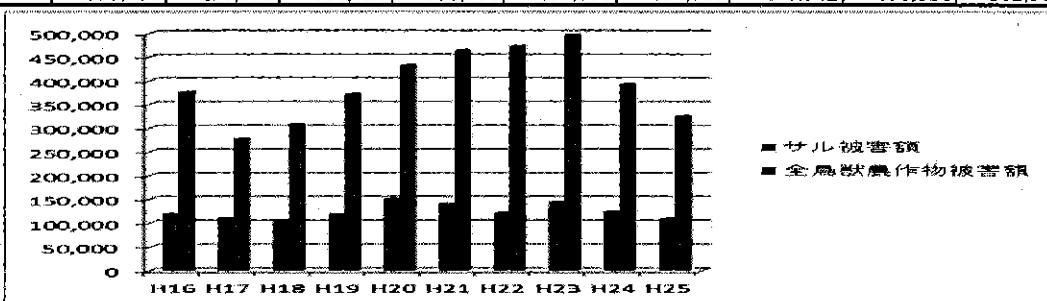
■分布状況 海岸部の都市部を除いて、ほぼ連続して全域に分布。

■生息状況：県内に生息する群れは約120群と推定。行動域が特定された群れは、約90群。このうち、頭数が確認された群れは、23群。

### ■農作物被害額の推移

(単位:千円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
サル被害額	119,012	110,586	105,110	118,740	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288	108,879
全鳥獣農作物被害額	375,738	276,978	308,120	371,750	432,173	464,133	473,042	496,886	392,911	324,437



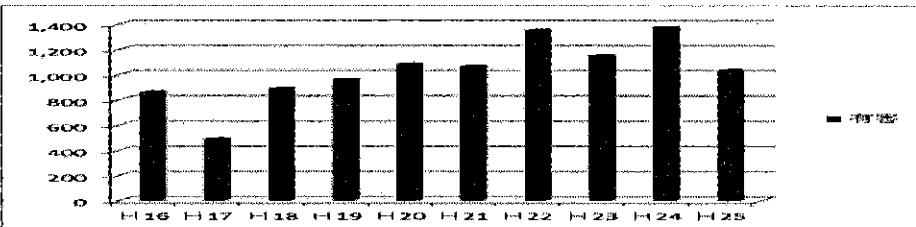
■平成20年度の約1億5千万円が最大で、平成16年度から、毎年、1億円以上の被害が発生。

平成25年度においては、約1億9百万円の被害が発生しており、イノシシに次いで2番目に多く、三重県の鳥獣による農作物被害額に占める割合は、約34%。

### ■捕獲頭数の推移

(単位:頭)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
有害	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377	1,033
捕獲計	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377	1,033



■捕獲状況：平成25年度の捕獲数は、1,033頭。平成20年度より毎年1,000頭以上を捕獲。

### ■農作物被害を減少させる。

農作物被害額を8千7百万円以下(平成24年度被害額の約70%)に減少させる。

### ■地域個体群を安定的に維持させる。

### 目 標

## 目標達成のための方策

### ○被害防除対策

県、市町、関係団体、住民が連携して、地域ぐるみの追い払いの実施や侵入防止柵の設置等を実施する。

### ○加害レベルに応じた対策

加害レベルに応じた被害防除対策を実施する。

#### 加害レベルに応じた対策等

加害レベル	■レベル1	■レベル2	■レベル3	■レベル4	■レベル5
被害等の状況	サルの群れが生息するが、ほとんど被害が出ることはない。稀に少数のサルが林縁部の柿や栗等を食害している。	群れの一部の個体が、季節的に森の中の果樹園やシイタケ、タケノコ等を食害する。少数の個体が林縁部の野菜等を食害している。農耕地に群れ全体が出てくるようないことはない。被害作物は限定的。	群れの大半の個体が農耕地に出てきて、農作物を食害している。被害発生は、季節的で、人家の軒下近くまで現れるようになり、柿等を食害する。	群れ全体が、通年耕作地の近くに生息しており、常時食害がある。果樹園等の被害が増加し、また、冬の落ち穂拾い等が常習化している被害作物が多様化し、一年中被害が出ている。	農耕地への出没が常態化し、集落に入り人家の中に入り込む場合も多い。サルの人馴れが進み、人を威嚇したり人身被害の恐れがある。
□被害程度	0 被害なし 1 ほとんどなし	1 ほとんどなし 2 軽微	2 軽微 3 大きい	3 大きい 4 巨大	4 甚大
□出没頻度	1 あまり見ない	2 たまに見る 3 よく見る	2 たまに見る 3 よく見る	3 よく見る	3 よく見る
□生活被害	0 被害なし	0 被害なし	0 被害なし	1 器物破損	2 住居侵入
□見たときの反応	1 逃げる	1 逃げる	1 逃げる 2 逃げない	2 逃げない	3 人を威嚇する
主な対策	常時被害まで至っておらず、ニホンザルが集落に近づかない習慣付けが必要。 出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、ニホンザルが集落を危険視する習慣付けを行うことが重要。	被害程度は軽微な場合で、ニホンザルを集落に近づかせない対策が必要。 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行うことが特に重要。	出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行うことが効果的。必要に応じて有害鳥獣捕獲の実施を行う。	追い払いに加えて電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施を行っては、個体数調整による捕獲も実施する。	大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施や、個体数調整による捕獲を実施する。

### ○地域ごとの計画の策定

個体数調整のための捕獲を行う場合は、地域実施計画を市町が定める。

### ○モニタリング調査等の実施

群れの生息動向や被害対策の効果の検証のため、県・市町等が連携し実施する。

## 水源地域の森林の保全の在り方に関する答申

平成 27 年 2 月

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会

## 目 次

(ページ)

1 水源地域の森林を保全するための新たな条例の制定について………1

2 三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）案 要綱

(1)	目的	2
(2)	定義	2
(3)	基本理念	2
(4)	県の責務	2
(5)	土地所有者等の責務	2
(6)	事業者の責務	2
(7)	県民の責務	3
(8)	市町との連携等	3
(9)	国との連携等	3
(10)	基本施策	3
(11)	水源地域及び特定水源地域の指定	3
(12)	土地所有権等の移転等の届出	4
(13)	市町長への通知等	5
(14)	報告の徴収及び立入調査等	5
(15)	助言	5
(16)	勧告	6
(17)	公表	6
(18)	市町の条例との関係	6
(19)	過料	6
(20)	規則への委任	6
(附 則)	施行期日	7

## 1. 水源地域の森林を保全するための新たな条例の制定について

本県の水源地域の大部分を占める森林は県土の65%を占め、古くから林業が盛んであったことから、所有者ごとの面積割合では私有林が最も多く82%を占めています。

一方、所有森林が10ha未満の小規模な林家が全体の約9割を占め、林業の採算性の悪化による所有森林への関心の低下や、森林境界の不明確化などを起因とする、管理が不十分な森林の拡大が懸念されています。

他の道県では外国法人等による目的が不明確な森林の取得事例もみられるなど、水源地域の森林の保全管理に懸念が高まるなか、平成27年2月現在15道県において森林売買等を行う際の事前届出制度を柱とする条例が制定されています。

このような森林を取り巻く環境の変化に応じ、当検討委員会は「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例第2条」の規定により、水源地域の森林の保全の在り方に関する事項について知事から諮問をうけ、これまで5回にわたり検討を重ねてきました。

その結果、水源地域の森林を保全するために、次項に示す新たな条例を制定することが適当と認められます。

なお、条例の制定による土地所有権等の移転等の事前届出の目的は、土地所有者等の意識の向上と不適切な取引の未然防止と考えられますが、届出という一定の行為を土地所有者等にお願いする以上は、目的の達成のためにその実効性が担保されることが必要と考えます。

このため、条例が制定された場合には、その目的や内容について土地所有者等を含め広く県民に周知を図るとともに、届出が提出された後の、県や市町の具体的な事務処理のガイドラインの作成など、条例制定後にその制度が適切に効果を発揮できるような体制づくり、システムづくりを速やかに進めていただくようお願いします。

## 2 三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）案 要綱

### 1 目的

この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源かん養機能の維持増進に寄与することを目的とすることとします。

### 2 定義

- (1) この条例において「水源地域」とは、11の(2)により指定された区域とすることとします。
- (2) この条例において「特定水源地域」とは、11の(3)により指定された区域とすることとします。
- (3) この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権又は地上権、その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という）を有する者とすることとします。

### 3 基本理念

水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、本県の豊かな森林の持つ水源かん養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならないこととします。

### 4 県の責務

県は、3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとすることとします。

### 5 土地所有者等の責務

土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源地域が水源かん養機能を有することを深く認識し、水源地域における適正な土地利用に配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとすることとします。

### 6 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとすることとします。

## 7 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する関心と理解を深めるとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとすることとします。

## 8 市町との連携等

県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求めるものとすることとします。

## 9 国との連携等

県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとすることとします。

## 10 基本施策

県は、水源地域の保全に関し、次に掲げる施策を総合的に推進するものとすることとします。

ア 水源地域の森林が有する水源かん養機能の維持増進を図るため、適切な造林、保育等の森林施業の実施その他の必要な措置を講じることとします。  
イ 特定水源地域においては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林指定の推進、その他必要に応じて地方公共団体その他規則で定める法人等による森林経営の受託又は、森林の取得等による森林の公的な管理を促進することとします。

ウ 水源地域内の土地の所有権等の移転又は設定（以下「所有権等の移転等」という。）に関する届出に基づき、助言その他の施策を適時に行い、水源地域における適正な土地利用を図ることとします。

エ 水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講じることとします。

## 11 水源地域及び特定水源地域の指定

- (1) 知事は、水源地域等の指定に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとすることとします。
- (2) 知事は、基本指針に沿って、森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、水源かん養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を水源地域として指定できることとします。
- (3) 知事は、基本指針に沿って、水源地域のうち、水源かん養機能の維持増進を図るために特に保全する必要がある地域を、当該区域が所在する市町の長の提案に基づき、特定水源地域として指定できることとします。

- (4) 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び三重県森林審議会の意見を聴かなければならないこととします。
- (5) 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならないこととします。
- (6) (5) の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができることとします。
- (7) 知事は、(6) の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとすることとします。
- (8) 知事は、水源地域及び特定水源地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町長に通知しなければならないこととします。
- (9) 水源地域及び特定水源地域の指定は、(8) の規定による告示によってその効力を生ずることとします。
- (10) (4) から (9) までの規定は、水源地域及び特定水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用することとします。

## 12 土地所有権等の移転等の届出

(1) 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転等をする契約（規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととします。

ア 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

ウ 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容

エ 土地売買等の契約を締結しようとする年月日

オ 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転等の後における土地の利用目的

カ アからオに掲げるもののほか、規則で定める事項

(2) (1) の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないこととします。

ア 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人である場合

イ 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合

ウ ア、イに掲げる場合のほか、規則で定める場合

(3) 土地所有者等は、(1) の規定による届出をした後、土地売買等の契約を締結する日までの間において、(1) のアから力に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

### 13 市町長への通知等

- (1) 知事は、12の(1)又は(3)の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとすることとします。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該土地が所在する市町の長に意見を求めることができることとします。

### 14 報告の徴収及び立入調査等

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、12の(1)又は(3)の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとします。
- (2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源かん養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができることとします。
- (3) (2)の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととします。
- (4) (2)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととします。

### 15 助言

- (1) 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、森林の有する水源かん養機能の維持増進を図るために必要な助言を行うことができることとします。
- (2) 届出者は、(1)の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとすることとします。
- (3) 知事は、必要があると認めるときは、12の(1)又は(3)の規定による届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に対して、直接に、(1)の事項について助言を行うことができることとします。

## 16 勧告

知事は、土地所有者等又は届出者が次のアからウのいずれかに該当する場合において、森林の有する水源かん養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

ア 12の(1)又は(3)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

イ 14の(1)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 14の(2)規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

## 17 公表

(1) 知事は、16の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができることとします。

(2) 知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

## 18 市町の条例との関係

市町が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源地域における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町の区域においては、12から17まで及び19の規定は、適用しないこととします。

## 19 過料

次のアからウのいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとします。

ア 12の(1)又は(3)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 14の(1)の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

ウ 14の(2)の規定による立ち入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## 20 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

## 附 則

### (1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、12から19までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において施行することとします。

### (2) 経過措置

12の規定は、(1)に規定する規定の施行の日から起算して30日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用することとします。

**平成26年度包括外部監査結果に対する対応方針及び  
平成25年度包括外部監査結果に対する対応結果**

**平成27年3月  
農林水産部**

**別添6**

平成26年度包括外部監査結果に対する対応方針

1. 平成25年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託 (担い手育成課)  
予定価格の設定にかかる積算について(意見) ..... 1P
2. 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託 (水産資源課)  
予定価格の設定にかかる積算について(意見) ..... 1P

平成25年度包括外部監査結果に対する対応結果

1. 海岸保全施設整備事業について (農業基盤整備課)  
整備計画について(意見) ..... 2P
2. ふるさと農道緊急整備事業について (農業基盤整備課)  
工事打合簿について(結果) ..... 2P
3. 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について (治山林道課)  
度会郡大紀町錦字福羅地内について(意見) ..... 3P
4. 漁港海岸事業について (水産基盤整備課)  
整備計画について(意見) ..... 3P
5. 県営緊急津波対策海岸保全事業について (水産基盤整備課)  
指名競争入札について(意見) ..... 3P

## 平成 26 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<b>I. 包括外部監査の意見及び指摘</b>		
<b>III 農林水産部</b>		
1. 平成 25 年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）	<p>競争性の働くかない特命随意契約の場合、経済性の確保のため予定価格の設定にかかる積算を適切に行うことの要請がより高いと考えられる。本委託業務では、人件費単価が積算よりも委託先の見積もりが高く、逆に延べ日数は積算よりも委託先の見積もりが少なかったことから、結果として、積算と見積書の金額の差はほとんどないが、より実態に近い予定価格の積算を行うことが望まれる。</p>	<p>業務委託契約の予定価格の設定については、過去の契約実績や直近の見積書・実績報告書等における人件費単価や数量（日数）等も踏まえ、次年度契約からより適切な積算を行っていきます。</p>
2. 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）	<p>本業務委託は委託先や業務従事者が固定される性格のものであるため、契約金額の妥当性を検証するためには作業日数を把握する必要性が高いと考えられる。県担当者は委託先を何度も訪れ本業務委託の状況確認に努めているところではあるが、今後は作業日数について今まで以上に把握し、予定価格の設定にかかる積算につき、より精度の高い見積りを行うことが望ましい</p>	<p>これまでも、隨時、作業状況等の確認を行っているところですが、平成 27 年度からは、現在四半期ごとに提出を求めている遂行状況報告書に加えて、従事する職員の出勤簿や作業日誌等、作業日数等内容のわかる書類の提出を求めることにより、作業日数等を適切に把握するようにしていきます。</p>

## 平成 25 年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<b>I. 包括外部監査の意見及び指摘</b>		
<b>農林水産部</b>		
<b>1. 海岸保全施設整備事業について</b>		
<p><b>① 整備計画について（意見）</b></p> <p>県は「命を守る緊急減災プロジェクト」として、背後に農地や人家がある箇所のうち、平成 18 年度から平成 20 年度に行われた調査結果、日常的な維持管理及び台帳をもとにして緊急性を考慮し、市町との協議を踏まえ、継続事業 2 地区と新たに要望のあった 1 地区の合計 3 地区の堤防の補強工事を実施している。</p> <p>また、東日本大震災をうけ、大規模地震や津波、激化する異常気象の発生に備えた防災対策の充実・強化を図るために、平成 23 年度から新たに現状調査を 1 次点検と 2 次点検に分けて実施している。平成 23 年度において、1 次点検は完了しているが、2 次点検は現在進行中であり、調査結果によつては、より整備が優先されるべき地区がでてくることも想定される。</p> <p>今後、どの海岸保全施設を優先的に整備していくべきかについて適切に判断できるように、早急に農地海岸堤防の現状調査を進める必要がある。そして、大規模地震や津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていくことが望まれる。</p>	<p>引き続き農地海岸堤防の現状調査の 2 次点検を進め、平成 27 年 1 月末に完了しました。</p> <p>この調査の結果、「命を守る緊急減災プロジェクト」としては、より整備を優先すべき地区はありませんが、今後も大規模地震や津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていきます。</p>	農林水産部
<b>2. ふるさと農道緊急整備事業について</b>		
<p><b>① 工事打合簿について（結果）</b></p> <p>工事打合簿とは、「三重県公共工事共通仕様書」に定められている書類であり、業者からの現場代理人と県の監督員との間での協議内容を記載するものである。</p> <p>度会北部地区県営ふるさと農道第 17 工区道路工事について、工事打合簿の作成状況を確認したところ、変更契約を取り交わした内容に関する工事打合簿が確認できないものがあり、変更契約に係る内容がどの時点で現場代理人と監督員で確認されたのかが不明なものが見受けられた。</p> <p>契約変更に係る内容については重要であり、工事打合簿を作成して、契約変更の締結に至る経緯をより明確にしておく必要がある。</p>	<p>各農林水産(農政・農林)事務所に対し、工事打合簿を適正に作成するよう、平成 26 年 2 月に通知を発し周知徹底を図りました。</p> <p>引き続き、工事打合簿については、適切に作成するとともに、契約変更など重要な事項については、複数監督員制度等によるチェックを行うなど、契約変更の締結に至る経緯を明確にしていきます。</p>	農林水産部

### 3. 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について

#### ① 度会郡 大紀町錦字 福羅地内について（意 見）

当該地内の工事は3箇所に分かれている。そのうち1箇所について、避難路として使用しているが、斜面対策が施されていない箇所があった。緊急プロジェクトの趣旨を鑑み、地震により斜面の土砂崩れが発生し避難路の入口がふさがれてしまうことが想定されることから、今後も市町と連携、協議しながら、土地の所有者及び近隣住民の理解を得て、早急に斜面対策を進めていくことが望まれる。

当該箇所については、町と連携し、土地所有者及び近隣住民と調整を行った結果、現在、平成26年度県単治山事業により法面工事を実施しており、今年度内に完成する予定です。

農林水産部

### 4. 水産基盤整備課の整備計画について

#### ① 整備計画について（意 見）

県が管理している11地区の漁港海岸については、維持管理マニュアルに従い、点検を行っており、そのうち、老朽化等の状況が確認された海岸保全施設において、緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われている。

市町が管理している58地区の漁港海岸については、それぞれの市町において、海岸保全施設の状況が確認され、地元の実情等も含め緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われていることである。県としては、市町の方針をもとに、市町の要望を踏まえて、補助を行う地区の選定を行っている状況であり、県として市町管理の漁港海岸について、老朽化等の状況をすべて把握しているわけではない。

現在、東日本大震災を受け、国は、防災対策の充実・強化を図るために、南海トラフ巨大地震対策等の検討を行っている。また、県でも、新たな地震被害想定調査を実施するなど、今後の防災・減災対策での効果的な活用を図るために、調査検討を進めている。今後、国の検討結果や県の地震被害想定調査結果に基づいて、県内の漁港海岸についても整備の方針が再検討されることが見込まれる。そのため、新たな防災減災対策に基づき、各管理者が堤防の状況を把握し、その結果について県と市町が情報共有や協力するなど、早期に効果が発現できる施設を優先的に選定できるような体制を強化することが望まれる。

今後の漁港海岸の整備計画等を策定するためには平成26年10月に「漁港海岸整備検討会」を設置しました。

この中で、漁港海岸の整備の方向性や背景状況などを考慮した堤防高さなど整備水準の検討を行い、これらを市町と情報共有するなど、整備体制の強化を図っています。

農林水産部

### 5. 県営緊急津波対策海岸保全事業について

#### ① 指名競争入札について（意 見）

阿曾浦漁港県営緊急津波対策海岸保全事業陸閘実施設計業務委託は、指名競争入札により契約を締結している。県では指名競争入札を実施する場合、指名について必要な事項を規定するものとして、「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」を定めている。

指名競争入札において、どの業者を指名するかについては、競争入札審査会によって決定され、競争入札審査会では、指名業者の選定根拠として「三重県建設工事公表要領」に規定している「指名理由調書（審査会での審査内容を記載したもの）」に準じて委託業務についても指名理由調書を作成している。

当該委託契約にかかる指名競争入札は、当該要綱で考慮すべきとされている、業者の手持ち工事の状況について、指名理由調書において考慮したことが記載されていなかった。今後は、最終的にどのような過程で指名しているかについて、指名理由調書に適正に記載するよう努められたい。

各農林水産（農政・農林）事務所に対し、指名競争入札の業者選定について「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」及び「三重県建設工事公表要領」の周知徹底を行いました。

今後とも、要綱・要領に基づき、「指名理由調書」を適正に記載するよう努めます。

農林水産部

～三重の食の魅力を世界に発信！～

# みえ食の産業振興シンポジウム

気候風土に恵まれた三重県は豊富な食材にあふれ、古来より豊かな食文化を育んできました。県では、世界の食の市場の成長を踏まえ、三重の食の産業のさらなる発展を目指し、食の産業の振興施策に集中的に取り組んでいきます。

今後の県の取組や事業者の挑戦をご紹介し、県内の食に関わる事業者の皆さんとともにオール三重で食の産業振興を進めていくシンポジウムを開催します。

■開催日時 平成27年3月18日(水) 12:30~15:00(受付12:00~)

■開催場所 アスト津 4階 アストホール(津市羽所町700)

## <プログラム>

### <第1部> 食の産業振興に向けた今後の取組

12:30~12:50

三重の食の産業振興に向けて 三重県知事 鈴木 英敬  
学校法人大川学園理事長 大川 吉崇 氏

### <第2部> パネルディスカッション① ~三重の食の産業振興の挑戦~

13:00~13:50

- (1) 相可高校の人材育成と新たな挑戦—アメリカ料理大学との連携を目指して  
県立相可高等学校教諭 村林 新吾 氏
- (2) ミラノ国際博覧会での三重県の戦略—ヨーロッパへの出発点  
株式会社umari代表取締役 古田 秘馬 氏
- (3) 食を彩る伝統工芸品の新たな挑戦  
ファッションジャーナリスト 生駒 芳子 氏

### <第3部> パネルディスカッション② ~事業者の挑戦~

14:00~15:00

#### パネリスト

浅尾 大輔 氏 (浦村アサリ研究会代表)  
河瀬 育 氏 ((株)フランス料理ボンヴィヴァン代表取締役社長)  
坂 美幸 氏 (月兎舎 季刊「NAGI」編集長)  
野村 薫 氏 ((有)兵吉屋専務)  
村山 邦彦 氏 (伊賀ベジタブルファーム(株)代表取締役)



■参加申込み ・裏面の参加申込書をFAXもしくは、記載内容を  
メールでご送付ください。(締切3月16日(月))  
・定員200人(先着順) ・参加費は無料です。

■主 催 三重県(雇用経済部・農林水産部)

■問合せ先 三重県雇用経済部サービス産業振興課  
TEL 059-224-2227 FAX 059-224-2078  
E-mail [shinsan@pref.mie.jp](mailto:shinsan@pref.mie.jp)

司会  
フリーアナウンサー  
稻葉 寿美さん

## ◆開催趣旨◆

豊かな食材や多様な食文化を背景に高いポテンシャルを有する三重県の食関連産業は、農林水産業・製造業・サービス業が関わる裾野の広い産業であり、例えば、製造業全体のうち、食料品製造業は事業所数で1位、従業者数で3位を占め、また、卸売・小売業のうち、飲食料品を扱う事業所数はその約3分の1を占めるなど、多くの県民の皆さまの「働く」場を提供しています。

こうしたことから、県では、食の産業振興を図っていくこととしており、本年1月には、「『食』で拓く地域活性化」をテーマに、国の地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けたところです。

食の産業振興の今後の取組を広く関係業界の皆さまと共有させていただくとともに、県内事業者の挑戦をご紹介することなどを通じて、県内の食に関わる事業者の皆さまとともに一致団結し、オール三重県で「食の産業振興」を推進する機運を醸成するために開催します。

## 参 加 申 込 書

会社名等			事業内容等
所在地			
参加者 役職・氏名	役職名	氏名	
連絡先	TEL		
	E-mail		

**送付先 FAX 059-224-2078 E-mail shinsan@pref.mie.jp**

※上記個人情報は、当シンポジウムの運営にかかる業務及び三重県の実施する関連施策についてのみ利用させていただきます。



### ■会場案内図

※駐車台数に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関でお越しください。  
(駐車場は有料です)

